



情報通

2016 January 1月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

マイナンバーと固定資産税に係わる償却資産の申告について

情報システム委員会委員長 坂本 勝哉

本原稿執筆時点で、全ての市町村で「マイナンバー通知カード」が郵便局に送付依頼されています。平成27年11月25日で完了しました。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/tsuchicard/index.html>)。

郵便局に送付依頼が完了後、20日程度で配送されると見込まれていますが、日本郵便株式会社東京支社の発表では、配達完了日を12月8日と予定しています。

(http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2015/03_tokyo/1126_02.html)。

税理士業務で一番はじめにマイナンバーを実務使用する手続きは、固定資産税の償却資産に係わる申告手続きの方が大多数かと思えます。総務省でもマイナンバーの記載項目が入った地方税関係の書式を発表しました。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html)

東京都23区以外の市町村では、申告書用紙を印刷する際原稿縮切の関係で個人番号記載欄の表示が無いものもありますが、総務省の書式例では個人番号記載欄は「事業種目」欄の一行上の欄となっています

本稿では、償却資産に係わる申告書の提出に関し電子申告と紙提出に分けて手続きの詳細をお伝えしたいと思います

■電子申告で申告書を提出する場合

1. 提出書類

- (1) 償却資産申告書（申告書・増加・減少）

2. 添付書類

必要ありません

3. 番号確認

- (1) 本人の番号と身元確認

税理士が委託を受けるので税理士が申告対象者の番号と身元を確認

- (2) 税理士用の電子署名により代理権とマイナンバーならびに身元確認が行われます

■紙で申告書を提出する場合

〈個人の場合〉

1. 提出書類

- (1) 償却資産申告書（申告書・増加・減少）

2. 添付書類

- (1) 納税者分

①個人番号通知カードの写し

- (2) 税理士分

①税務代理権限証書（原本）

②税理士証票の写し（窓口提出の場合は提示）

3. 番号確認ならびに身元確認

上記添付書類により行うこととなります。具体的には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」中の「・・・財務大臣等が適当と認めるもの・・・」項 (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html)に基づき、各地方自治体で作成する告示に従うこととなります。(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html)

なお、東京都においては以下のページで具体的な番号確認・身元確認・代理権の確認書類を例示しています。(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/mynumber.html>)

〈法人の場合〉

1. 提出書類

- (1) 償却資産申告書（申告書・増加・減少）

2. 添付書類

- (1) 納税者分

必要ありません

- (2) 税理士分

①税務代理権限証書（原本）

以上が、申告に際しての手続きですが、マイナンバーが不明等の理由により申告書に記載がない場合でも、申告そのものは有効に受理されるものとされています。

■おことわり

文中の番号確認・身元確認の書類に関して使用することができる個人番号カードについては、平成28年2月1日の固定資産税に係わる償却資産の申告期限までには個人番号カード交付通知書（はがき）の送付が難しいことが想定されるため省略してあります。

電子申告とマイナンバー

情報システム委員会委員 正井 浩樹

マイナンバーの対応準備はお済みでしょうか？いつからマイナンバーを記載しなければならないかを次の表にまとめてみました。

一番早いのが平成28年分の償却資産の申告書及び各申請書・届出書です。

個人の分について、これらを会計事務所が税務代理として、紙で提出する場合には次の添付書類が必要です。

①納税者の個人番号通知カードの写し

②税務代理権限証書

③税理士証票の写し（窓口提出の場合は提示）

ただし、電子申告によって提出する場合は、マイナンバーは記載しますが、今まで通り上記①及び③の添付は求められません。

平成29年1月以降から様々な手続きで、左記①～③の添付が求められる事を考えると、今のうちに電子申告を実施したほうが良いのではないのでしょうか？

電子申告を始めるならば、法定調書からチャレンジする事を、次の3つの理由でお勧めします。

①法定調書は税額が発生しない

②法定調書を提出する顧問先については、すべて電子申告の利用者識別番号の取得が完了

③上記②の顧問先については、確定申告等を電子申告する環境が整う

いかがでしょうか？業務効率化の為に是非、今こそ電子申告にチャレンジして下さい。

税目等		記載対象	提出時期（一般的な場合）
所得税	国税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成29年2月16日から3月15日まで
個人住民税	地方税		
個人事業税	地方税		
法人税	国税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月決算法人の場合は、平成29年2月28日まで
法人住民税	地方税		
法人事業税	地方税		
法定調書	国税	平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法定調書から	平成29年1月31日まで
給与支払報告書	地方税	平成28年分の給与支払報告書から	平成29年1月31日まで
償却資産申告書	地方税	平成28年度分の償却資産申告書から	平成28年2月1日まで
申請書・届出書	国税・地方税	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	平成28年1月～

『情報通』12月号について

平成27年12月に発行された『情報通』の記事「クライアントに対するマイナンバー対策について」の中で、「※なお、平成27年10月2日…源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。」という記述がありましたが、これは納税者の控え等への番号の記載は不要という趣旨であり、税務署への提出分については番号の記載が必要となりますのでご注意ください。

詳しくはwww.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdfをご確認ください。